

北海道

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.1E-1	1.7E+1	17.6
64	エトフェンプロックス	2.3E+1	1.1E+1	6.0E+0	1.3E+1	53.0
117	テブコナゾール				1.4E+0	1.4
139	トラロメトリン			5.8E+0	1.0E+0	6.8
140	フェンプロパトリン			2.7E+0		2.7
153	テトラメトリン	2.5E+2	5.7E+0	2.2E+2	5.2E-2	480.6
181	ジクロロベンゼン	5.3E+2	1.6E+2			688.9
225	トリクロルホン		5.4E+0			5.4
248	ダイアジノン		5.7E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.4E+2	3.4E+0		146.1
252	フェンチオン	5.5E+0	5.2E+1	5.5E+0		63.3
256	デカン酸				2.0E+0	2.0
350	ペルメトリン	3.1E+1	2.9E+1	1.9E+1	2.8E+1	106.9
405	ほう素化合物		5.8E-2	5.2E+1	6.2E-1	52.7
427	カルバリル			2.0E+2		196.8
428	フェノブカルブ			1.3E+2	7.6E+1	203.1
457	ジクロールボス	1.1E+2	5.1E+2			628.4
合 計		9.6E+2	9.2E+2	6.4E+2	1.4E+2	2656.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等